

(2) 工事の完了後

ア 施設の稼働に伴う騒音・振動

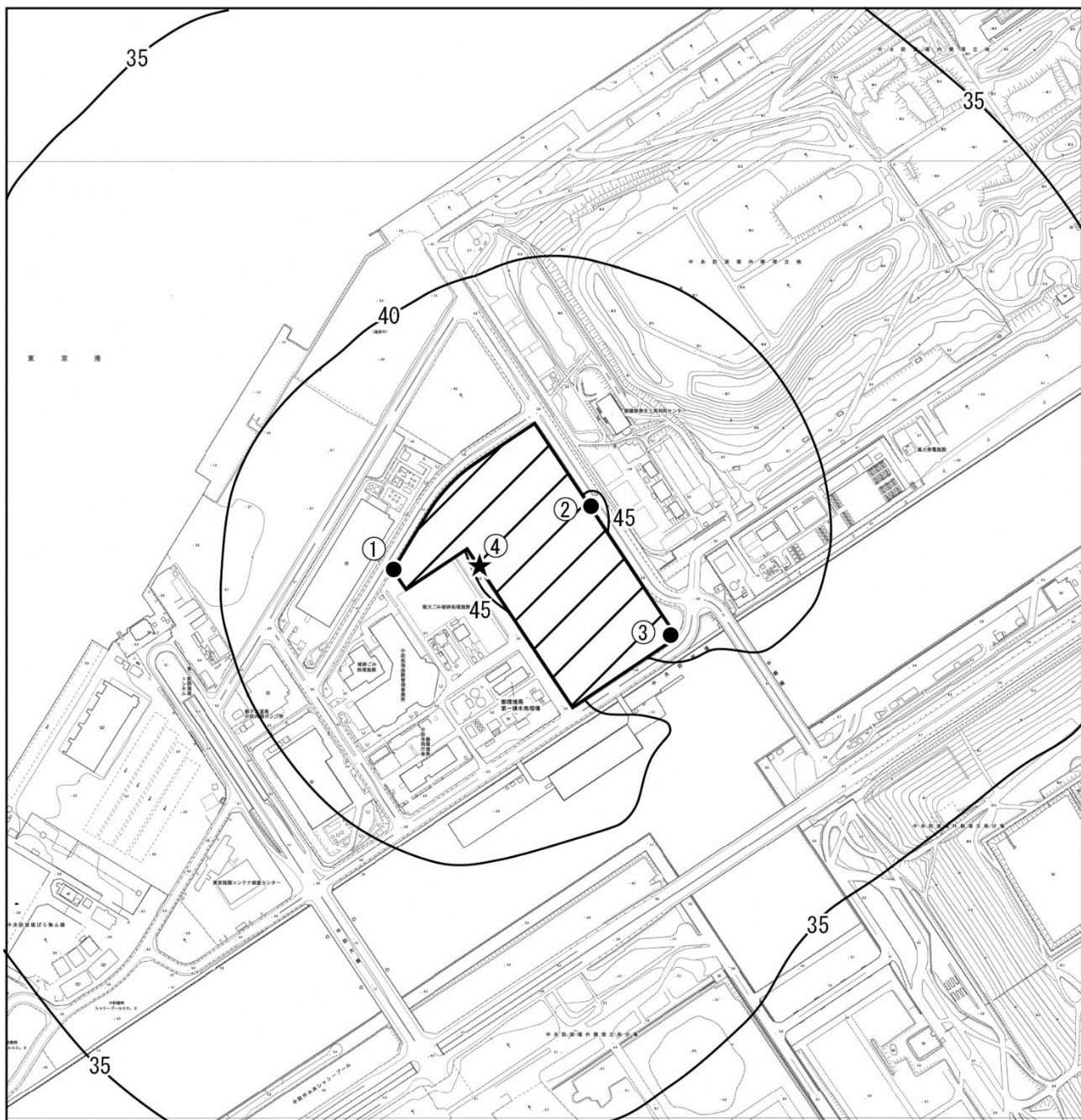
(7) 施設の稼働に伴う騒音

施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 8.3-41、図 8.3-21 に示すとおりである。
 施設の稼働に伴う騒音レベルは、昼間、夕どちらも 41.1～49.8dB である。

表 8.3-41 施設の稼働に伴う騒音の予測結果（敷地境界等）

予測地点		騒音レベル(dB)	
		予測結果	
		時間区分	昼間、夕
①	敷地境界北側最大値		43.8
②	敷地境界東側最大値		45.2
③	敷地境界南側最大値		41.1
④	計画地境界西側最大値		49.8

注) 予測の時間帯は、「騒音規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間区分（8時～19時）、夕の時間区分（19時～23時）である。



凡例



: 計画地



: 最大値出現地点 (④ : 49.8dB)



: 各敷地境界等における最大値出現地点
(① : 43.8dB、② : 45.2dB、③ : 41.1dB)



1 : 10,000

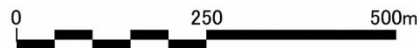


図 8.3-21 施設の稼働に伴う騒音の予測結果 (昼間・夕)

(イ) 施設の稼働に伴う振動

施設の稼働に伴う振動の予測結果は、表 8.3-42 及び図 8.3-22 に示すとおりである。
施設の稼働に伴う振動レベルは昼間、夜間ともに 47.1～64.7dB である。

表 8.3-42 施設の稼働に伴う振動の予測結果（敷地境界等）

予測地点		振動レベル(dB)
		予測結果
		時間区分
		昼間、夜間
①	敷地境界北側最大値	53.7
②	敷地境界東側最大値	53.6
③	敷地境界南側最大値	47.1
④	計画地境界西側最大値	64.7

注) 予測の時間帯は、「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間区分（8時～19時）、夜間の時間区分（19時～8時）である。

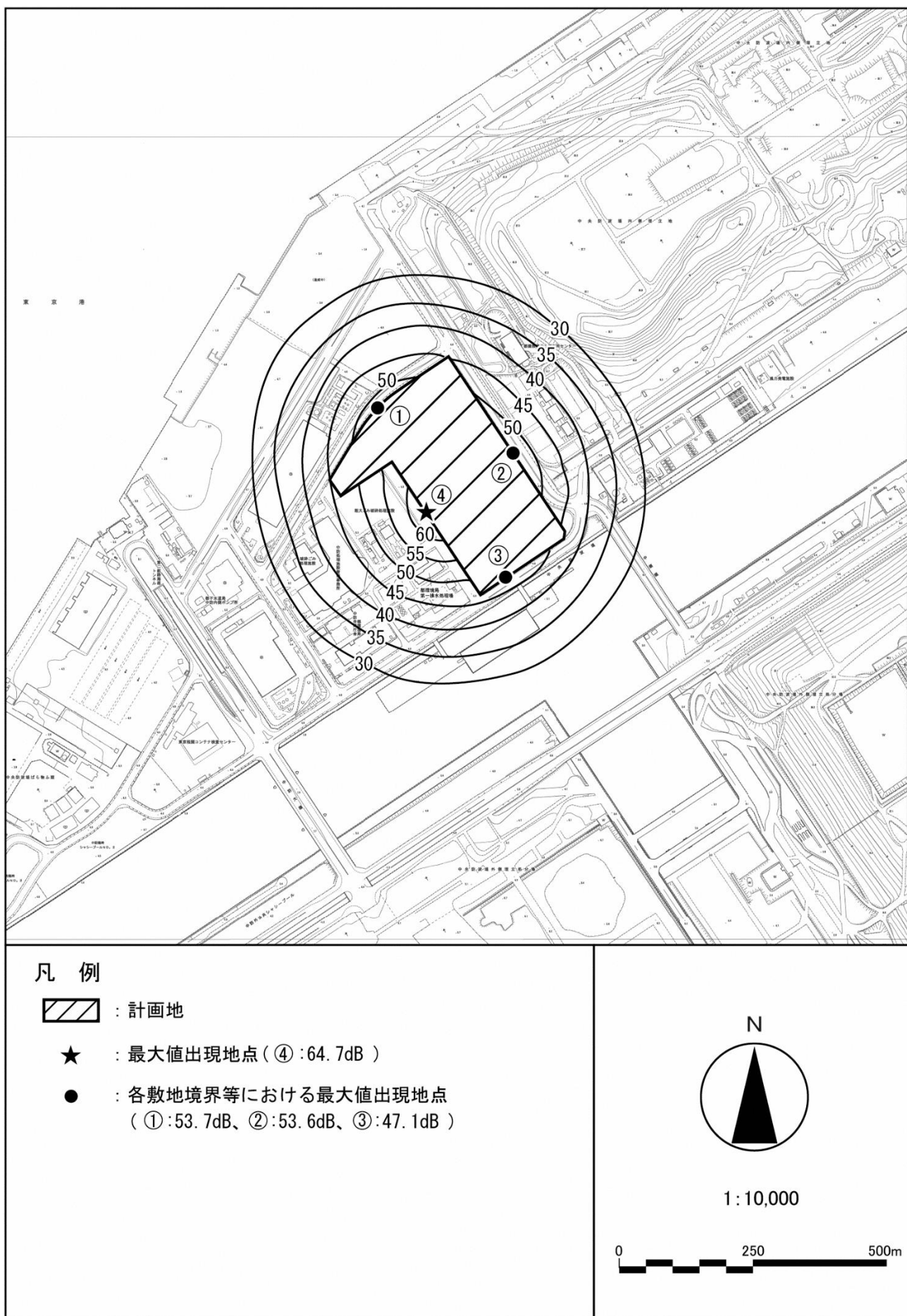


図 8.3-22 施設の稼働に伴う振動の予測結果 (昼間・夜間)

(ウ) 施設の稼働に伴う低周波音

第二プラントにおける調査結果は、敷地境界東側（地点2）のF特性（8Hz）を除き、参考とした指標を下回る結果となった。

表 8.3-43 に示すとおり、新施設は第二プラントよりも処理能力が小さく、低周波音の発生する可能性のある設備機器の設置台数は新施設の方が少ない。敷地境界等から直近の設備機器までの距離は新施設及び第二プラントに大きな差異はない。このことから、新施設の稼働時における低周波音は、表 8.3-11 及び表 8.3-12（p.162 及び p.163 参照）に示した第二プラントの稼働時における低周波音と同程度又はそれ以下になると予測する。

表 8.3-43 第二プラントと新施設の処理能力等の比較

施設名	中防不燃ごみ処理センター	新施設
処理能力	第二プラント： 1,800 トン/日 (19 時間) (本破砕機処理能力：48 トン/時間×2 系統) 前処理設備： 100 トン/日	1,247 トン/日 (12 時間 ^{注)}) (本破砕機処理能力：35 トン/時間×2 系統) 前処理設備含む
処理方法	破砕・選別	破砕・選別
対象物	不燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ

注) 原則6時間運転とするが、繁忙期など搬入量が多い時期や、点検等で1系統が停止した場合などは、最大12時間/日運転とするため、処理能力は2系統12時間/日運転の能力となる。

イ ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動

(7) ごみ収集車両等の走行に伴う騒音

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の予測結果は、表 8.3-44 に示すとおりである。

計画ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は 67.8～74.1dB であり、現況調査結果に対するごみ収集車両等による騒音レベルの増加分はいずれも 0.1dB 未満である。

また、道路端からの距離減衰は、資料編 (p. 100 及び p. 101 参照) に示すとおりである。

表 8.3-44 ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の予測結果 (道路端)

予測地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
		現況調査結果 (a)	施設の稼働時の 一般交通量による 騒音レベルの 増減分 (b)	ごみ収集車両等による 騒音レベルの 増加分 (c)	予測結果 (d) =(a)+(b)+(c)
①	青海三丁目交差点付近	68.7	-0.9	0.1 未満	67.8
②	若州公園付近	70.6	3.5	0.1 未満	74.1
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	74.7	-0.8	0.1 未満	73.9
④	フェリーふ頭公園付近	64.5	8.5	0.1 未満	73.0

注1) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分 (6時～22時) である。

注2) 予測点高さ：地上1.2m

注3) 「ごみ収集車両等」は新施設に搬出入するごみ収集車両等とした。

(イ) ごみ収集車両等の走行に伴う振動

ごみ収集車両等の走行に伴う振動の予測結果は、表 8.3-45 に示すとおりである。

予測結果が最大となる時間帯における道路交通振動の予測結果は 47.6～57.0dB である。現況調査結果に対するごみ収集車両等による振動レベルの増加分はいずれも 0.1dB 未満である。

また、時間帯別の予測結果は資料編 (p. 103 及び p. 104 参照) に、道路端からの距離減衰は資料編 (p. 105 及び p. 106 参照) に示すとおりである。

表 8.3-45 ごみ収集車両等の走行に伴う振動の予測結果 (道路端)

予測地点	時間区分	振動レベルが最大となる時間帯	振動レベル L_{10} (dB)			
			現況調査結果 (a)	施設の稼働時の一般交通量による振動レベルの増減分 (b)	ごみ収集車両等による振動レベルの増加分 (c)	予測結果 (d) = (a)+(b)+(c)
① 青海三丁目交差点付近	昼間	9 時台	57.8	-0.8	0.1 未満	57.0
② 若洲公園付近	昼間	10 時台	45.4	2.2	0.1 未満	47.6
③ 動物愛護相談センター城南島出張所付近	昼間	11 時台	50.1	-0.8	0.1 未満	49.3
④ フェリーふ頭公園付近	昼間	16 時台	48.9	6.4	0.1 未満	55.3

注1) 予測の時間帯は、「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間区分 (8 時～20 時) である。

注2) 「ごみ収集車両等」は、新施設に搬出入するごみ収集車両等とした。

8.3.3 環境保全のための措置

8.3.3.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

- ・ 工事用車両の走行に当たっては、規制速度を厳守する。
- ・ 計画地の敷地境界等に高さ3m程度の仮囲いを設ける。

(2) 工事の完了後

- ・ ごみ収集車両等の走行に当たっては、規制速度を厳守する。
- ・ 設備機器は原則として、屋内に設置する。また、必要な壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。

8.3.3.2 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・ 解体には、事前に騒音・振動対策を計画し、発生を極力少なくするよう務める。
- ・ 工事には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用する。
- ・ 工事は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。また、早朝、夜間及び日曜、祝日の作業は原則として行わない。
- ・ 建設機械類の配置については、1か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討する。
- ・ 工事用車両の搬出入については、車両の走行ルートの特約、安全走行等により、騒音・振動の低減に努める。また、特殊な車両となる場合以外、早朝、夜間及び日曜、祝日の搬出入は原則として行わない。

(2) 工事の完了後

- ・ ごみ収集車両等の運行については、周辺環境に配慮するよう速度厳守などの注意喚起に努める。
- ・ 給排気設備にはガラリやチャンバー室を設ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。
- ・ 振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。
- ・ 必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。

8.3.4 評価

8.3.4.1 評価の指標

計画地、予測地点及びその周辺においては、「東京都環境確保条例」の工場及び指定作業場に係る騒音・振動の規制基準並びに日常生活等に適用する規制基準については、適用されるが、「環境基本法」に基づく騒音・振動に係る環境基準、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音・振動の勧告基準では、適用除外区域に位置する。

評価の指標としては「東京都環境確保条例」の工場及び指定作業場に係る騒音・振動の規制基準及び日常生活等に適用する規制基準を用いるとともに、上記の環境基準や指定建設作業に係る規制基準を準用することとした。

なお、計画地を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日からは「江東区海の森」として住居表示がされた。今後、用途地域が指定される可能性があるものの、現在、用途地域の指定がないため、「用途地域の定めのない地域」、「用途地域無指定地域」に該当する。そのため、評価では第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域等の住居系地域の規制基準を用いることとした。

(1) 工事の施行中

ア 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

(ア) 建設機械の稼働に伴う騒音

- ・「騒音規制法の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準 (p. 168 参照)
- ・「東京都環境確保条例施行規則」(平成13年東京都規則第34号)に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準 (p. 170 参照)

(イ) 建設機械の稼働に伴う振動

- ・「振動規制法施行規則」に基づく特定建設作業の規制に定める特定建設作業に係る規制基準 (p. 173 参照)
- ・「東京都環境確保条例施行規則」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準 (p. 175 参照)

イ 工事用車両の走行に伴う騒音・振動

(ア) 工事用車両の走行に伴う騒音

- ・「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」に定める環境基準 (p. 166 参照)

(イ) 工事用車両の走行に伴う振動

- ・「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準 (p. 176 参照)

(2) 工事の完了後

ア 施設の稼働に伴う騒音・振動

(ア) 施設の稼働に伴う騒音

- ・「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準 (p. 169 参照)

(イ) 施設の稼働に伴う振動

- ・「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準 (p. 174 参照)

(ウ) 施設の稼働に伴う低周波音

- ・現地調査結果において参考とした、「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月環境省)に示されている「心身に係る苦情に関する参照値」(G特性音圧レベル92dB)及び「物的苦情に関する参照値(p.162及びp.163参照)

イ ごみ収集車両の走行に伴う騒音・振動

(ア) ごみ収集車両の走行に伴う騒音

- ・「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」に定める環境基準(p.166参照)

(イ) ごみ収集車両の走行に伴う振動

- ・「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準(p.176参照)

8.3.4.2 評価の結果

(1) 工事の施行中

ア 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

(ア) 建設機械の稼働に伴う騒音

建設機械の稼働に伴う騒音の評価の結果は、表8.3-46に示すとおりである。

予測結果は、72dBであり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準(85dB)及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準(80dB)を下回る。

さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 8.3-46 建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果(敷地境界等)

主な工種		経過月数	予測地点 (最大値出現地点)		騒音レベル(dB)	
					予測結果 (最大値)	評価の指標 ^{注2)}
解体・土工・く体・プラント	解体、掘削、揚重運搬、 建方・打設、整地	15 か月目	④	計画地境界西側	72	(85 ^{注3)} (80 ^{注4)})

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測地点及びその周辺地域は、「騒音規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準の適用除外区域に位置しているため、それらの規制基準が適用されないが、評価の指標としては、それらの規制基準を準用しており、()内に準用した規制基準を示している。

注3) 「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を示す。

注4) 「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を示す。

(イ) 建設機械の稼働に伴う振動

建設機械の稼働に伴う振動の評価の結果は、表 8.3-47 に示すとおりである。

予測結果は、70dB であり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定建設作業に係る規制基準（75dB）及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準（70dB）を超過しない。

さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表 8.3-47 建設機械の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界等）

主な工種		経過月数	予測地点 (最大値出現地点)		振動レベル(dB)	
					予測結果 (最大値)	評価の指標 ^{注2)}
解体・土工・く体・プラ ント	解体、掘削、揚重運搬、 建方・打設、整地	15 か月	④	計画地境界西側	70	(75 ^{注3)} (70 ^{注4)})

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測地点及びその周辺地域は、「振動規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準の適用除外区域に位置しているため、それらの規制基準が適用されないが、評価の指標としてはそれらの規制基準を準用しており、() 内に準用した規制基準を示している。

注3) 「振動規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を示す。

注4) 「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準を示す。なお、予測対象となる工種は表 8.3-24 (p.175参照) に示される打設、整地等に係る1、2、3、5の勧告基準（70dB）及び解体に係る6の勧告基準が適用されるが、打設、整理等に係る1、2、3、5の勧告基準を評価指標とした。

イ 工事用車両の走行に伴う騒音・振動

(7) 工事用車両の走行に伴う騒音

工事用車両の走行に伴う騒音の評価の結果は、表 8.3-48 に示すとおりである。

予測結果は、68～74dB であり、地点①において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（65～70dB）を下回るが、地点②、地点③及び地点④において環境基準を上回る。

地点②及び地点③は現況調査結果が既に環境基準を上回っており、工事用車両による騒音レベルの増加分も 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考える。また、地点④は臨港道路南北線の供用により一般交通量が増加するため、予測結果が環境基準を上回るが、工事用車両による騒音レベルの増加分は 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考える。

工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルートの特約、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。

表 8.3-48 工事用車両の走行に伴う騒音の評価結果（道路端）

予測地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)				評価の指標 ^{注3)}
		現況調査結果 (a)	工事中の一般交通量 による騒音レベルの 増減分 (b)	工事用車両による 騒音レベルの 増加分 (c)	予測結果 (d) =(a)+(b)+(c)	
①	青海三丁目交差点付近	68.7	-0.4	0.1 未満	68	(70)
②	若洲公園付近	<u>70.6</u>	2.8	0.1 未満	<u>73</u>	
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	<u>74.7</u>	-0.4	0.1 未満	<u>74</u>	
④	フェリーふ頭公園付近	64.5	7.8	0.1 未満	<u>72</u>	(65)

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分（6時～22時）である。

注3) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の適用除外区域に位置しているため環境基準が適用されないが、評価の指標としては環境基準を準用しており、（ ）内に準用した環境基準を示している。

注4) 下線部は、評価の指標を超過していることを示す。

(イ) 工事用車両の走行に伴う振動

工事用車両の走行に伴う振動の評価の結果は、表 8.3-49 に示すとおりである。

予測結果は、昼間 47～57dB、夜間 44～53dB であり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（昼間 65dB、夜間 60dB）を下回る。また、現況調査結果に対する工事用車両による振動レベルの増加分は昼間及び夜間ともに 0.1dB 未満である。

工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルートへの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。

表 8.3-49 工事用車両の走行に伴う振動の評価結果（道路端）

予測地点		振動レベル L_{10} (dB)									
		現況調査結果 (a)		工事中の一般交通量による振動レベルの増減分 (b)		工事用車両による振動レベルの増加分 (c)		予測結果 (d) = (a)+(b)+(c)		評価の指標 ^{注5)}	
		時間区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
①	青海三丁目交差点付近	57.8	53.1	-0.5	-0.5	0.1 未満	0.1 未満	57	53	65	60
②	若洲公園付近	45.4	42.1	1.8	1.9	0.1 未満	0.1 未満	47	44	(65)	(60)
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	50.1	46.4	-0.5	-0.6	0.1 未満	0.1 未満	50	46	(65)	(60)
④	フェリーふ頭公園付近	48.9	46.0	5.9	6.3	0.1 未満	0.1 未満	55	52	65	60

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間区分（8時～20時）、夜間の時間区分（20時～8時）である。

注3) 昼間の予測結果は、8時～20時の振動レベルの最大値を示す。

注4) 夜間の予測結果は、20時～8時の振動レベルの最大値を示す。

注5) 評価の指標は、「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準とした。なお、調査地点②及び調査地点③は工業専用地域のため区域区分の指定はないが、評価の指標としては「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（第二種区域）を準用しており、（ ）内に準用した環境基準を示している。

(2) 工事の完了後

ア 施設の稼働に伴う騒音・振動

(7) 施設の稼働に伴う騒音

施設の稼働に伴う騒音の評価結果は、表 8.3-50 に示すとおりである。

予測結果は、昼間、夕ともに 41～50dB であり、計画地境界西側（予測地点④）を除く全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準（昼間 50dB、夕 45dB）を超過しない。計画地境界西側（予測地点④）の予測結果は 50dB であり、評価の指標とした夕の時間区分における規制基準（夕 45dB）を超過する。

ただし、図 8.3-23 に示すとおり、計画地境界西側（予測地点④）は中防灰溶融施設や粗大ごみ破碎処理施設等を含む中防処理施設の敷地内に位置していることから、「東京都環境確保条例」に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されない。また、中防処理施設の敷地境界上では、規制基準である 45dB を下回る。

計画地周辺は、おもに倉庫・運輸関係施設及び専用工場等がみられる地域であり、住居等がないが、設備機器は原則屋内に設置し、必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。

以上のことから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

なお、計画地を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和 2 年 6 月 25 日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定された場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。

表 8.3-50 施設の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界等）

予測地点		騒音レベル (dB)		
		予測結果	評価の指標 ^{注3)}	
			昼間、夕	昼間
①	敷地境界北側	44	50	45
②	敷地境界東側	45		
③	敷地境界南側	41		
④	計画地境界西側	50		

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「騒音規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間区分（8時～19時）、夕の時間区分（19時～23時）である。

注3) 評価の指標は、「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る規制基準とした。

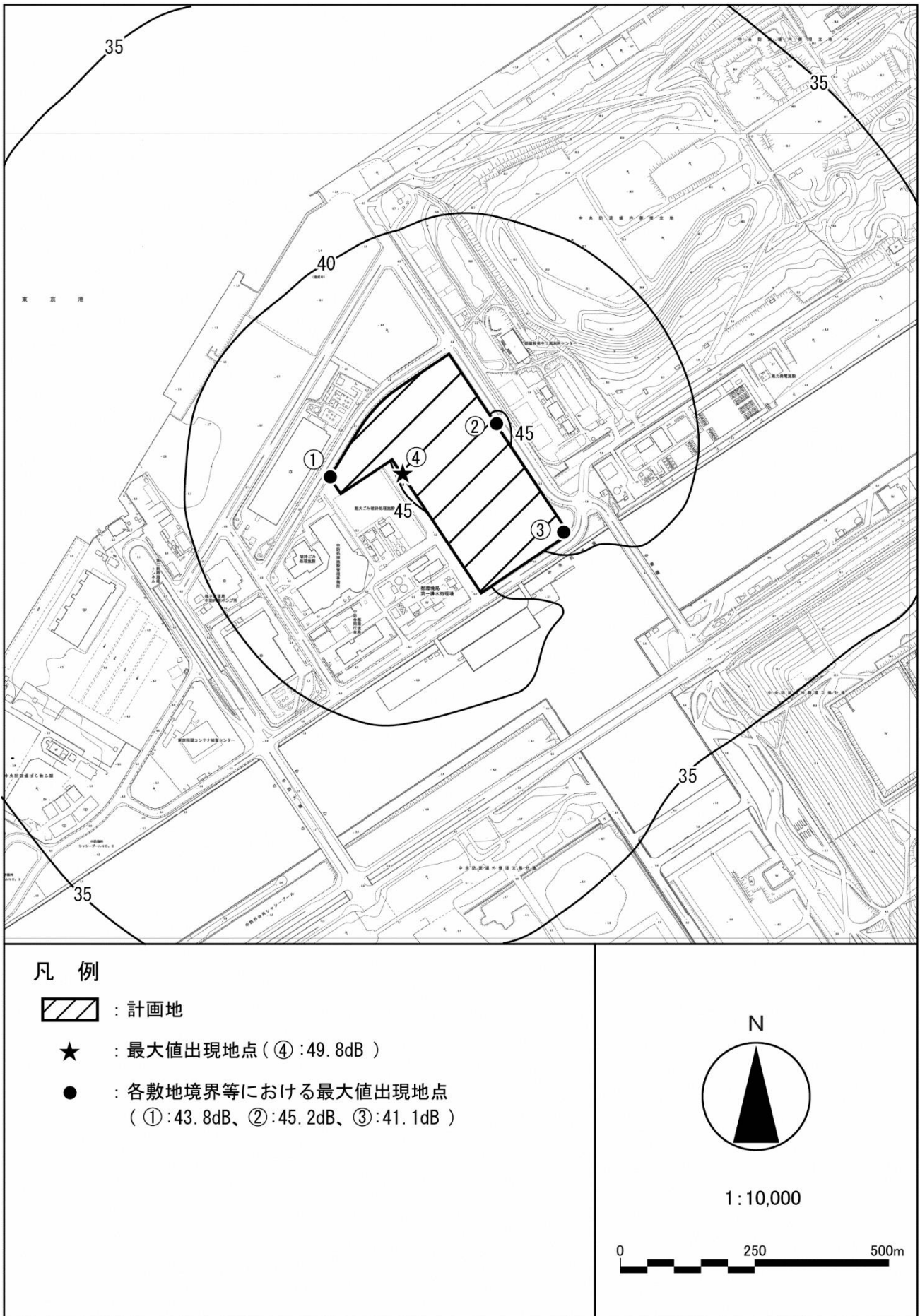


図 8.3-23 施設の稼働に伴う騒音の予測結果

(イ) 施設の稼働に伴う振動

施設の稼働に伴う振動の評価の結果は、表 8.3-51 に示すとおりである。

予測結果は、昼間、夜間ともに 47～65dB であり、計画地境界西側（予測地点④）を除く全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準（昼間 60、夜間 55dB）を下回る。計画地境界西側（予測地点④）の予測結果は 65dB であり、評価の指標とした規制基準（昼間 60dB、夜間 55dB）を超過する。

ただし、図 8.3-24 に示すとおり、計画地境界西側（予測地点④）は中防灰溶融施設や粗大ごみ破碎処理施設等を含む中防施設の敷地内に位置していることから、「東京都環境確保条例」に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されない。また、中防処理施設の敷地境界上では、規制基準（昼間 60dB、夜間 55dB）を下回る。

計画地周辺は、おもに倉庫・運輸関係施設及び専用工場等がみられる地域であり、住居等がないが、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。

以上のことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

なお、計画地を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和 2 年 6 月 25 日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定された場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。

表 8.3-51 施設の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界等）

予測地点		振動レベル (dB)				
		時間区分	予測結果		評価の指標 ^{注3)}	
			昼間、夜間	昼間	夜間	
①	敷地境界北側	54	60	55		
②	敷地境界東側	54				
③	敷地境界南側	47				
④	計画地境界西側	65				

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間区分（8時～19時）、夜間の時間区分（19時～8時）である。

注3) 評価の指標は、「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る規制基準とした。

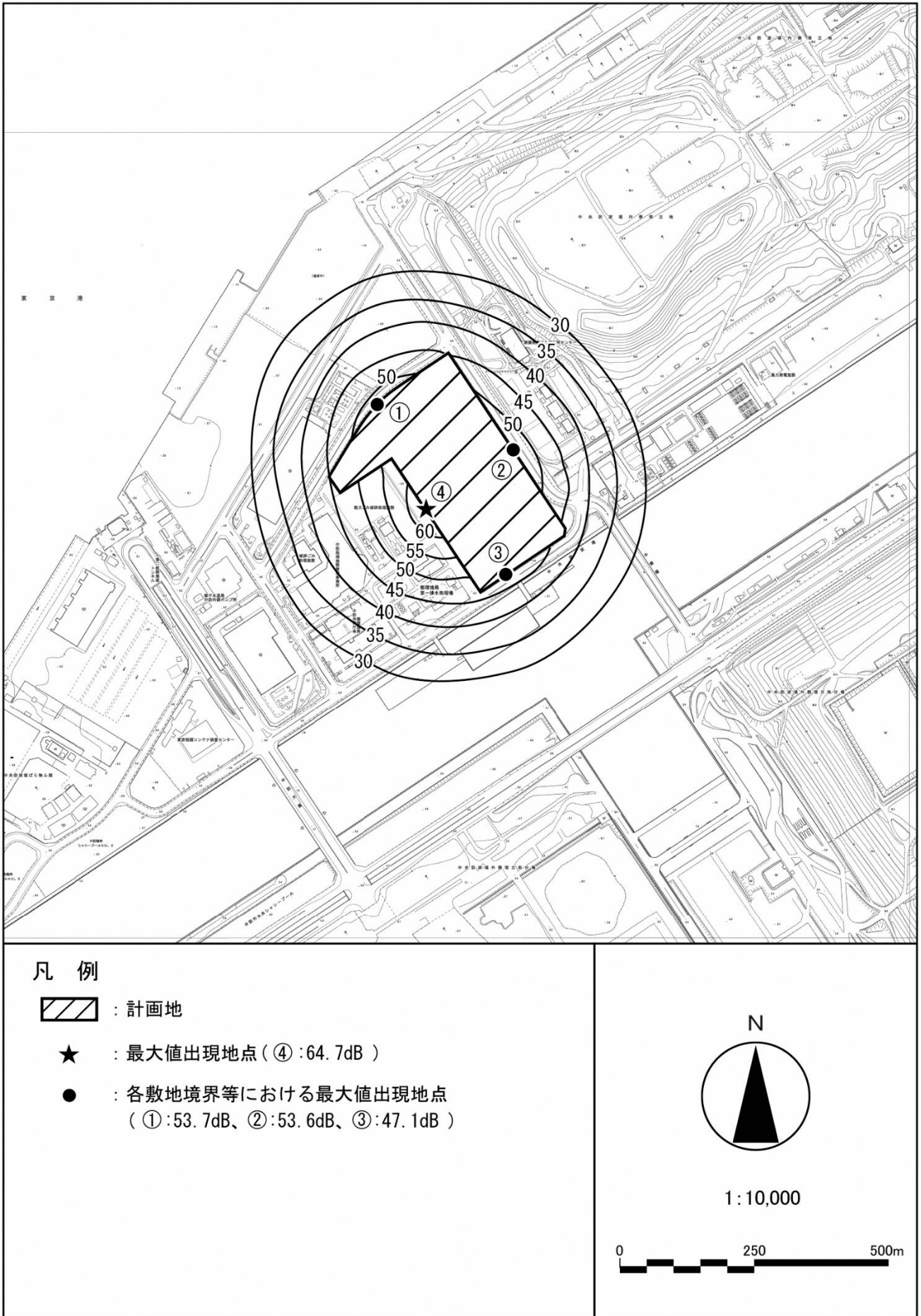


図 8.3-24 施設の稼働に伴う振動の予測結果

(ウ) 施設の稼働に伴う低周波音

施設の稼働に伴う低周波音の評価の結果は、表 8.3-52(1)及び表 8.3-52(2)に示すとおりである。

施設の稼働時のG特性音圧レベルの予測結果は、78～89dBであり、評価の指標とした「心身に係る苦情に関する参照値」を下回る。また、施設稼働時のF特性音圧レベルの予測結果は、敷地境界東側（地点2）の8Hzを除き、評価の指標とした「物的苦情に関する参照値」を下回る。

敷地境界東側（地点2）ではF特性音圧レベルが評価の指標を上回るが、計画地周辺は工場等が立地する地域であり、住居等がない。加えて、設備機器の適正な運転管理や最新の設備の導入を図ることで低周波音の発生を防ぐため、施設の稼働に伴う低周波音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 8.3-52(1) 施設の稼働に伴う低周波音の評価結果（G特性）

調査地点	区分	G特性等価音圧レベル ^{注1)} (L _{Geq}) (dB)		評価の指標 ^{注2)}
		稼働時		
1	敷地境界北側	24時間	78	92 (G特性)
2	敷地境界東側	24時間	89	
3	敷地境界南側	24時間	80	
4	計画地境界西側	24時間	78	

注1) G特性等価音圧レベルは24時間の毎回の測定の等価音圧レベルのパワー平均値である。

注2) 評価の指標は、「低周波音問題対応の手引書」に示された「心身に係る苦情に関する参照値（G特性音圧レベル92dB）」とした。

表 8.3-52(2) 低周波音調査結果（F特性）

調査地点	稼働状況	平坦特性等価音圧レベル ^{注2)}																					
		AP ^{注1)}	中心周波数(Hz)																				
			1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	
1	敷地北	停止時	75	67	66	64	62	61	60	59	58	57	57	58	59	59	60	61	61	62	61	61	59
		稼働時	80	72	70	69	67	66	64	63	62	62	72	64	64	64	63	64	73	67	65	65	63
2	地境界東	停止時	80	65	64	63	61	60	59	58	56	56	57	61	60	60	73	76	65	65	66	62	59
		稼働時	85	74	73	71	70	69	67	66	65	64	<u>74</u>	69	73	68	76	79	76	70	70	68	64
3	境界南	停止時	74	64	62	61	59	57	57	56	56	56	58	59	60	60	62	63	64	64	62	61	59
		稼働時	79	67	65	63	62	61	60	60	60	59	62	64	66	66	67	69	70	68	70	68	63
4	西	停止時	74	65	64	62	61	60	59	57	57	57	58	59	61	60	60	61	62	62	61	60	58
		稼働時	78	68	66	65	64	63	62	61	60	61	68	65	65	65	64	65	66	67	65	64	62
評価の指標 ^{注3)}											70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99		

注1) APは、1～80Hzの周波数ごとの音圧レベルの合成値である。

注2) 平坦特性等価音圧レベルは24時間の毎回の測定の等価音圧レベルのパワー平均値である。

注3) 評価の指標は、「低周波音問題対応の手引書」に示された「物的苦情に関する参照値」とした。

注4) 下線部は、評価の指標を超過していることを示す。

イ ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動

(7) ごみ収集車両等の走行に伴う騒音

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価の結果は、表 8.3-53 に示すとおりである。

予測結果は、68～74dB であり、地点 1 において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準 (65～70dB) を下回るが、地点②、地点③及び地点④において環境基準を上回る。

地点②及び地点③は現況調査結果が既に環境基準を上回っており、ごみ収集車両等による騒音レベルの増加分も 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考える。また、地点④は臨港道路南北線の供用により一般交通量が増加するため、予測結果が環境基準を上回るが、ごみ収集車両等による騒音レベルの増加分は 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考える。

ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。

表 8.3-53 ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価結果 (道路端)

予測地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)				評価の指標 ^{注3)}
		現況調査結果 (a)	施設の稼働時の 一般交通量による 騒音レベルの 増減分 (b)	ごみ収集車両等による 騒音レベルの 増加分 (c)	予測結果 (d) = (a) + (b) + (c)	
①	青海三丁目交差点付近	68.7	-0.9	0.1 未満	68	(70)
②	若洲公園付近	<u>70.6</u>	3.5	0.1 未満	<u>74</u>	
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	<u>74.7</u>	-0.8	0.1 未満	<u>74</u>	
④	フェリーふ頭公園付近	64.5	8.5	0.1 未満	<u>73</u>	(65)

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分 (6時～22時) である。

注3) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の適用除外区域に位置しているため、環境基準が適用されないが、評価の指標としては、環境基準を準用しており、() 内に準用した環境基準を示している。

注4) 下線部は、評価の指標を超過していることを示す。

注5) 「ごみ収集車両等」は、新施設に搬出入するごみ収集車両等とした。

(イ) ごみ収集車両等の走行に伴う振動

ごみ収集車両等の走行に伴う振動の評価の結果は、表 8.3-54 に示すとおりである。

予測結果は、48～57dB であり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活等に適用する規制基準（65dB）を下回る。また、現況調査結果に対するごみ収集車両等による振動レベルの増加分は 0.1dB 未満である。

ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。

表 8.3-54 ごみ収集車両等の走行に伴う振動の評価結果（道路端）

予測地点	振動レベル L ₁₀					評価の指標 ^{注4)}
	現況調査結果 (a)	施設の稼働時の 一般交通量による 振動レベルの増減分 (b)	ごみ収集車両等による 振動レベルの 増加分 (c)	予測結果 (d) =(a)+(b)+(c)		
	時間区分	昼間	昼間	昼間	昼間	
① 青海三丁目交差点付近	57.8	-0.8	0.1 未満	57	65	
② 若洲公園付近	45.4	2.2	0.1 未満	48	(65)	
③ 動物愛護相談センター 城南島出張所付近	50.1	-0.8	0.1 未満	49	(65)	
④ フェリーふ頭公園付近	48.9	6.4	0.1 未満	55	65	

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間区分（8時～20時）である。

注3) 昼間の予測結果は、8時～17時の振動レベルの最大値を示す。

注4) 評価の指標は、「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準とした。なお、調査地点②及び調査地点③は工業専用地域のため区域区分の指定はないが、評価の指標としては「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（第二種区域）を準用しており、（ ）内に準用した環境基準を示している。

注5) 「ごみ収集車両等」は、新施設に搬出入するごみ収集車両等とした。

